

【災害事例（直近４ヶ月間の災害）】

平成２８年１１月：２件（うち死亡１名、重傷者１名）

①埋没のため：死亡１名（石灰石）

石灰石製品の貯鉱槽内で漏斗状に居付いている付着物を除去作業中に埋没。埋没する恐れがあるにもかかわらず、罹災者は安全帯を装着していなかった。

②運搬装置のため（ベルトコンベア）：重傷１名（けい石）

砕鉱場内のベルトコンベアのヘッドプーリー表面に居付いている付着物を除去するため、ベルトコンベアを停止せずにコンプレッサーのエアを利用したエアガンで除去しようとしたところ、プーリーとベルトの間にエアガンごと指が巻き込まれた。

平成２８年１２月：４件（うち重傷者３名）

③岩盤崩壊のため：重傷１名（石灰石）

A（罹災者）は、切羽にてブレーカー（車両系鉱山機械の一種）で小割作業を行っていた作業員Bに作業指示を伝えるためブレーカーに近づいたところ、切羽面の浮石が落ちてきて、地面にバウンドした石（１．８m × １．３m）が、避けようとしたAの足に当たるとともに、更に避ける際に転倒し、顔面を地面にぶつけた。

④墜落のため：重傷１名（けい石）

ロータリードライヤーによる原料乾燥作業中、業務終了準備のため、ロータリードライヤーの原料供給フィーダーを止め、垂直梯子（高さ６m）を登って給鉱部の清掃を行った後、梯子を降りる際に高さ約５m付近から足を滑らせ床面まで墜落した。

⑤運搬装置のため（車両系鉱山機械）：重傷１名（けい石）

剥土作業で発生した岩ズリを埋立用等に出荷するため、３５tダンプトラックで貯鉱場に運搬し、約１９mの高さから投下しようとしてバックしたところ、投下箇所の左側後輪下の地盤が崩落し下部まで転落。罹災者は、シートベルトをしていなかった。

⑥発破のため：罹災者無し（石灰石）

露天採掘場において発破を行ったところ飛石が発生した。被害状況を確認したところ、南東側約３００m離れた市道に鉱石と粘土が散乱し、市道

の擁壁に飛石によるものと思われる打撃痕 27箇所、路面に打撃痕 2箇所が認められた。

平成29年1月：1件（うち重傷者1名）

⑦転倒のため：重傷1名（金属）

朝、業務の申し送りを終え、現場事務所に戻る際、凍結したアスファルト道路の坂道で転倒した。

平成29年2月：6件（うち重傷者5名）

⑧発破のため：罹災者無し（石灰石）

山頂部の採掘箇所にて発破をかけた際、発破箇所の近傍斜面から岩盤が崩落し、斜面下部に掘り込んで造成した落石受け（幅10m、深さ5～6m、延長50m）に落下したものの、一部の岩石が乗り越え、さらに下部に設置していた鉄製の落石防護壁（高さ約5m、厚さ20mm）の一部を突き破り、斜面裾に立地している建屋のブロック塀の一部を突き破って止まった。（岩石の規模：直径約4m、厚さ約2m、推定重量40t。）

⑨運搬装置のため：重傷1名（石灰石）

ベルトコンベアに原料（粉砕した石灰石）が詰まったため、除去作業を行った後、ベルトコンベアが正常に作動するか（蛇行していないか）を確認するため、起動スイッチを押しベルトコンベアへ近づいた。その際、場内に置いてあった土嚢につまずき転倒し、ベルトコンベアに左手をつき、巻き込まれた。

⑩機械のため：重傷1名（石灰石）

粉砕設備の集じん機からの集じんダスト処理工程のうち、ロータリーバルブ（羽根が回転することにより流量を制御する装置）下にあるシュート部が詰まりやすいので、シュート部点検口から清掃を行っていたところ、誤って点検口奥にあるロータリーバルブの羽根に右手指先が接触した。

⑪運搬装置のため：重傷1名（石炭）

坑道内で盤打ち機によりズリの積み込み作業中、前進しながら盤打ち機のバケットを持ち上げようと操作したところ、バケットのツメが側壁の鋼枠根脚に引っ掛かり盤打ち機が傾き倒れた。運転者は盤打ち機が傾き倒れる際逃げようとしたが坑道内に吊架していたベルトコンベアのフレームの脚と倒れた盤打ち機の間挟まれた。

⑫取扱中の器材鉋物等のため：重傷１名（金属）

旧坑道内の側壁にアンカーで固定されたポリエチレン配管（直径６インチ、長さ１０m、重量３８kg）の撤去作業を行っていたときに、共同作業者とのタイミングがあわず同配管が１．２mの高さから落ち、同配管の鉄製接続金具が前腕に当たった。

⑬転倒のため：重傷１名（石灰石）

朝出勤し、休憩所で安全靴等装着した後、作業現場に向かう途中、前夜の降雪による雪のわだちの凍結した下り道路で転倒（尻もち）した。